

## 乱獲から保護・管理へ

# 力ナダの野生動物対策

森や湖、沼地に恵まれているカナダは、野生動物の宝庫である。特に森林カリブー、オオツノヒツジ、オオカミ、ハイイログマ、クズリは、カナダが世界の主要生息地となっている。

かつてインディアンやエスキモー（イヌイット）は、野生動物を食糧とし、あるいはその毛皮と骨を衣服や日用品の材料に利用していた。やがてヨーロッパ人が到来すると、毛皮貿易が発展し、それとともにカナダの國土が西へ北へと開けていった。そして、開拓が進むにつれ、教多くの哺乳動物や鳥が減り、あるいは消えていった。森林の伐採や火事、河水の汚染、産業や都市の開発、沼地の干拓、ダムの建設などにより、野生生物の居住地も狭くなつた。

しかし、野生生物の保護に対する関心は次第に高まり、早くも一七九四年に、当時は英國植民地だったノバ・スコシアがライチヨウとアメリカカガモに対する保護法を制定したのをはじめ、一八二一年にはオンタリオ州で、一九〇六年にはブリッジ・エドワード・アイランード州で、一九一三年にはブリティッシュ・コロンビアと北西準州で、獵鳥獸の種類や獵期を決

めた狩猟法が定められた。一八八五年にはバンフに最初の国立公園が設置され、

一九〇六年には国有地の北西準州を対象とした連邦政府の狩猟法が制定され、一九一六年には米国との間に渡り鳥条約が結ばれている。一八九三年には最初のバード・サンクチュアリ（「鳥の聖域」）がサスカチュワン州に設けられ、絶滅が危



カナダガルに足輪をつける野生生物管理官

北極ではジャコウウシの数が増えてきた。

現在、カナダの野生生物管理（単なる「保護」あるいは「保全」から、科学調査と啓蒙を中心とする「管理」に重点がおかれるようになつた）は、州内の野生生物については各州政府が、渡り鳥と国有地（ユーロン準州と北西準州、国立公園、歴史公園、森林試験場、インディアン保留地など）の野生生物については連邦政

府が担当している。

連邦政府の所轄機関は環境省カナダ野生生物管理局（CWS）。CWSは一九一七年に議会の承認を受けた「渡り鳥条約法」に基づいて、渡り鳥を保護するために設けられたもので、次のような業務を行つていて。

一、渡り鳥の習性、移動、移動による問題に関する調査研究、獵鳥の狩獵期や捕獲量の制限、繁殖地や種別生存数の実態調査。

一、渡り鳥の保護措置。CWSは、各州の野生生物管理担当者、ロイヤル・カナディアン・マウンティド・ポリス（連邦警察）および米国の連邦・州政府と協力して、狩猟規則の違反者を摘発する。また八十か所以上の「渡り鳥聖域」をつくり、そこでは狩猟を禁じている。

一、渡り鳥については、そのほか、穀物への被害防止、シー・バード（海鳥）

に群れをなすようになり、一時は絶えかけていたアメリカシロヅルも少しづつ増えてきた。ノバ・スコシア州ではオジロジカ、ニューファンドランドとブリティッシュ・コロンビアではヘラジカ、そして

準州の保護措置への援助。

一、環境調査。特に資源開発による生態系への影響が懸念されている北方での野生生物を守るため、CWSはハイウェイやパイプラインの敷設用地について助

言し、マッケンジー・デルタや北極諸島における鳥や哺乳類の動き、ジエームズ湾などの水位の変化による水鳥数への影響を調査している。

一、絶滅のおそれのある野生動物の保護。CWSは急激に減ってきたハヤブサやアメリカシロヅル、森林バイソンの繁殖に力を入れてきた。北極グマについては、カナダでは原住民の狩猟権が認められている（公海における北極グマは、米、ソ、ノルウェーの四か国協定で保護されている）が、CWSでは北極グマの数、寿命、冬眠習性、生殖、食性、移動などを調べて、毎年の許容捕獲数を決め、その数が減らないようにしている。

一、「絶滅に瀕した野生動植物の取引に関する条約」（通称「ワシントン条約」）——カナダは一九七四年に署名——の実施。

一、自然および野生動物、植物を守るために設けられた国立公園での、野生動物およびその生息地に関する調査。

一、毒性化学品の野生動物に対する影響の調査。

一、CWSはまた、野生生物にとつて特に重要な土地を選んで、国立野生生物地域に指定した。当初は渡り鳥が巣を作つたり、羽を休めたりするためのものであつたが、現在はほかに野生生物のための地域もある（全国で四十数か所）。